

証券コード 2440

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

株 式 会 社 ぐ る な び

代表取締役社長 杉 原 章 郎

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催したく、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に関しては電子提供措置を取っており、下記ウェブサイト
「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記の他、以下の東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、会社名、又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権の行使をお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

①2025年3月31日までに書面交付請求をされた株主様は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

②2025年3月31日までに書面交付請求をされていない株主様は、2025年6月9日（月曜日）発送のアクセス通知（はがき）に記載されている＜書面（郵送）による議決権行使について＞をご確認ください。

【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー
8階カンファレンスルーム Room 1 及び 2

<https://www.hibiya.tokyo-midtown.com/jp/conference/access/>
(前回と会場が異なっておりますので、お間違いのないようにご注意ください。)



3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第36期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第36期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等の電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案及び変更の理由

当社は、2025年2月7日開催の取締役会においてA種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2025年2月25日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A種優先株式及び種類株主総会に関する規定を削除するものであります。また、当該規定の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>187,400,000株とし、普通株式の発行可能株式総数は184,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は3,400,000株とする。</u> 第7条（単元株式数） 当社の普通株式の単元株式数は<u>100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>	第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>184,000,000株とする。</u> 第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第2章の2 A種優先株式 第10条の2 (A種優先配当金) 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。 2. ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。ただし、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。	(削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
3. ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 4. 当会社は、A種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。 第10条の3（残余財産の分配） <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第2項に定める金額を支払う。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
2. <u>A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第10条の5第2項に定義する。ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。</u>	
3. <u>A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。</u>	
第10条の4（議決権） <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u>	(削除)
2. <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>	
第10条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） <u>A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、第2項に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
2. A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（第1号に定める。）とする優先配当金日割計算額（第2号に定める。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （1）「日割計算基準日」とは、償還請求または第10条の6に定める強制償還に従ってA種優先株式を取得する日をいう。 （2）「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。 第10条の6（金銭を対価とする取得条項（強制償還）） 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当会社の取締役会において決定する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第10条の7（株式の分割、併合等） <u>当社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u> 2. 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3. 当社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。 第10条の8（譲渡制限） <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u> 第3章 株主総会 第11条（招集） ～ （条文省略） 第16条（議決権の代理行使） 第17条（種類株主総会） <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第13条、第14条、第15条第1項および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 第4章 取締役および取締役会 第18条 ～ （条文省略） 第35条	（削除） （削除） 第3章 株主総会 第11条（招集） ～ （現行どおり） 第16条（議決権の代理行使） （削除） 第4章 取締役および取締役会 第17条 ～ （現行どおり） 第34条

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

2024年6月26日開催の当社定時株主総会において選任いただいた5名のうち、武田和徳氏は2025年3月28日付で辞任し、本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	たき ひさ お 滝 久 雄 (1940年2月3日生) 再 任	1963年4月 三菱金属(株)（現三菱マテリアル(株)）入社 1989年10月 当社取締役 1993年6月 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事、現任） 1999年12月 当社代表取締役会長兼社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年3月 当社取締役会長 2010年2月 当社代表取締役会長 2011年4月 (株)エヌケービー取締役会長（現任） 2019年6月 当社取締役会長（現任） 2021年12月 (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役(現任) (担当及び重要な兼職の状況) (株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役	普通株式 7,097,800株
(取締役候補者とした理由) 創業者かつ株主の立場から企業理念を体現することで、全社的な成長と企業業績向上の実現を図ること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	すぎ はら あき お 杉 原 章 郎 (1969年8月26日生) 再 任	1996 年 3 月 インターネットサービス会社起業 1997 年 2 月 (株)エム・ディー・エム（現楽天グループ(株)）の 共同創業者として参画 1999 年11月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）取締役 2000 年10月 楽天ブックス(株)（現楽天グループ(株)）代表取締 役社長 2015 年 6 月 テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (現任) 2016 年 3 月 (株)楽天野球団取締役（現任） 同年 同 月 楽天(株)常務執行役員 同年 同 月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役（現任） 2019 年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 1,310,995株
		(担当及び重要な兼職の状況) テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役	
(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験とインターネットビジネスやEC事業に関する高い見識を当社の経営に活かし、飲食店DXのベストパートナーへの進化を実現し、業績回復と全社的な成長を達成すること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじ　　わら　　ひろ　　ひさ 藤　原　裕　久 (1960年11月6日生) 再　任 社外取締役 独立役員	1983 年 4 月　東京急行電鉄(株)（現東急(株)）入社 2011 年 7 月　同社執行役員 2015 年 6 月　同社取締役 2019 年 6 月　当社取締役（現任） 2022 年 7 月　東急(株)取締役専務執行役員（現任）	—
		（重要な兼職の状況） 東急(株)取締役専務執行役員	
		（社外取締役候補者とした理由） 経営陣からの高い独立性のもと、東急(株)において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	かさ はら かず ひこ 笠 原 和 彦 (1954年10月15日生) 新任 社外取締役	1977年 4 月 日本オリベッティ(株) (現NTTデータルウィーブ(株)) 入社 1982年 1 月 日本電気(株)入社 1989年10月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役 2002年 6 月 同社代表取締役副社長 2004年 4 月 (株)Tカード (現CCCMKホールディングス(株)) 代表取締役社長 2011年11月 (株)ワールド常務執行役員 2014年11月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) ポイントパートナー事業長 2019年 4 月 楽天ペイメント(株)取締役常務執行役員 同年 5 月 楽天(株)常務執行役員 2020年 9 月 楽天東急プランニング(株)代表取締役社長 (現任) 2021年 4 月 楽天ペイメント(株)取締役副社長 副社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 楽天東急プランニング(株)代表取締役社長 楽天ペイメント(株)取締役副社長 副社長執行役員	—
	(社外取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と決済システム及びセールスに関する高い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 (期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	あん どう こう じ 安 藤 公 二 (1973年1月17日生) 新任 社外取締役	1995 年 4 月 (株)セガ・エンタープライゼス（現(株)セガ）入社 2000 年 4 月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）入社 2002 年 8 月 楽天トラベル(株)取締役副社長 2006 年 4 月 楽天(株)執行役員 2013 年 2 月 同社常務執行役員 2023 年 4 月 楽天グループ(株)顧問（現任） 2023 年 7 月 NSグループ(株)代表取締役社長 2025 年 3 月 CPAエクセレントパートナーズ(株)取締役副社長 （現任）	—
		（重要な兼職の状況） 楽天グループ(株)顧問 CPAエクセレントパートナーズ(株)取締役副社長	
（社外取締役候補者とした理由） 経営者としての豊富な経験とインターネット上の旅行関連サービスやベンチャーキャピタルに関する深い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、内部監査部担当役員としてのご経験に基づき、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
6	まつ むら りょう 松 村 亮 (1977年9月30日生) 新任 社外取締役	2000 年 7 月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア(株)）入社 2004 年12月 A.T.カーニー(株)入社 2013 年 8 月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）入社 2017 年 4 月 同社執行役員 2025 年 4 月 楽天グループ(株)専務執行役員（現任）	—
		（重要な兼職の状況） 楽天グループ(株)専務執行役員 コマース&マーケティングカンパニー プレジデント	
		（社外取締役候補者とした理由） 経営管理の豊富な経験とマーケティングに関する高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 杉原章郎氏は2025年6月27日をもってテクマトリックス(株)監査等委員である取締役を任期満了により退任する予定です。
4. 藤原裕久氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 当社は、藤原裕久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。藤原裕久氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、笠原和彦氏、安藤公二氏及び松村亮氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告34頁をご参照ください。また、次回更新時に候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を更新する予定があります。
7. 当社は、藤原裕久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。藤原裕久氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	すず き きよ し 鈴 木 清 司 (1959年3月7日生) 再 任	1981 年 4 月 パイオニア㈱入社 1999 年12月 当社取締役 2011 年 6 月 当社取締役執行役員 2017 年 6 月 当社監査役 2023 年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	普通株式 76,622株
		（重要な兼職の状況） 該当なし	
	（監査等委員である取締役候補者とした理由） 当社の情報システム部門を統括する業務執行取締役を長年務め、当社の事業及び業務に精通しているとともに、当社の監査役としても十分な経験があり、財務及び会計に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役として当社の業務の監査及び監督を適切に遂行することができると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	さ と う ひ で ひ こ 佐 藤 英 彦 (1945年4月25日生) 再 任 社外取締役 独立役員	1968 年 4 月 警察庁入庁 2002 年 8 月 警察庁長官 2005 年 2 月 警察共済組合理事長 2011 年 6 月 弁護士登録 同 年 同 月 大日本住友製薬(株)(現住友ファーマ(株))社外監査役 同 年 同 月 (株)住生活グループ（現(株)LIXIL）社外取締役 2013 年 6 月 大日本住友製薬(株)社外取締役 2014 年 6 月 (株)りそな銀行社外取締役 2015 年 6 月 (株)りそなホールディングス社外取締役 2019 年 6 月 当社取締役 2023 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	普通株式 7,207株
		（重要な兼職の状況） 該当なし	
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、警察庁長官や弁護士としての経験、法務の専門的な知識を有し、コンプライアンスや組織運営の観点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	い し だ よ し お 石 田 義 雄 (1943年5月24日生) 再 任 社外取締役 独立役員	1967 年 4 月 日本国有鉄道入社 1992 年 6 月 東日本旅客鉄道(株)取締役高崎支社長 1997 年 6 月 同社常務取締役東京地域本社長 2000 年 6 月 同社代表取締役副社長鉄道事業本部長 2004 年 6 月 同社取締役副会長 技術関係（全般）、国際関係（全般） 2012 年 6 月 同社監査役 2020 年 6 月 当社監査役 2023 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	普通株式 14,422株
		（重要な兼職の状況） 該当なし	
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 経営陣からの高い独立性のもと、他社における経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する知見に基づく助言、提言を期待できること、また、他社の監査役及び当社の社外監査役としてのこれまでの経験から、財務及び会見に関する知見を有し、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できることから、選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	みな き 南 木 み お (1973年 4 月 6 日生) 新任 社外取締役 独立役員 女 性	2003 年 10 月 検事任官 2017 年 4 月 (株)農林漁業成長産業化支援機構法務部長（出向） 2019 年 4 月 南木・北沢法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019 年 6 月 生化学工業(株)社外取締役（現任） 2021 年 6 月 NITTOKU(株)社外監査役 2024 年 3 月 住友重機械工業(株)社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 南木・北沢法律事務所パートナー弁護士 生化学工業(株)社外取締役 住友重機械工業(株)社外監査役	—
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 同氏は、社外取締役または社外監査役に就任する以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、他社における社外役員を複数経験されており、検事及び弁護士としてコンプライアンス経営に高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行することができる判断し、選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。			

- （注）
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 佐藤英彦氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であり、うち監査等委員である取締役の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。石田義雄氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - 南木みお氏の戸籍上の氏名は菱川みおですが、上記には同氏が職業上使用している氏名を記載しています。
 - 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 - 当社は、鈴木清司氏、佐藤英彦氏及び石田義雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、南木みお氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告34頁をご参照ください。また、次回更新時に候補者を被保険者とする役員責任賠償保険契約を更新する予定があります。
7. 当社は、佐藤英彦氏及び石田義雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、南木みお氏の選任が承認された場合、新たに独立役員とする予定であります。

以上

<電磁的方法による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、2025年3月31日までに書面交付請求をされた株主様へは議決権行使書を、2025年3月31日までに書面交付請求をされていない株主様へはアクセス通知（はがき）を送付いたします。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて議決権の行使が可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2025年6月24日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行役をお願いいたします。

2. インターネット等による議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権の行使が可能です。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用の際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用にならない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用になれませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用になれます。

5. インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960（通話料無料）
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

当社事業の状況及び今後の戦略等に関する情報を、下記サイトからもご確認いただけます。 ・ 代表取締役社長 杉原章郎からのメッセージ（次回更新6月末予定） https://corporate.gnavi.co.jp/ir/management/message.html ・ ぐるなび公式note https://note.com/gnavi_official
--

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。当社サービスの対象である外食産業においては、消費者の外食支出やインバウンド需要が増加基調にありましたが、原材料価格の上昇や人材不足等、経営環境には厳しさや先行き不透明感もみられました。

当社は、中期事業方針（2024年3月期から2026年3月期）の2年目である当期において、黒字化を果たすことはもとより、次期での利益拡大フェーズへの転換を確実なものとする、長期視点に立った新たな価値創造のための積極的な事業展開を支える安定収益源を拡大することが重要との考えのもと、「楽天ぐるなびの強化」、「マーケティングエージェントの本格化」、「商品造成力の向上」を注力施策と位置づけ、中核事業である飲食店支援事業の成長力引き上げに努めてまいりました。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

まず、「楽天ぐるなびの強化」においては、ユーザー基盤である楽天ID連携会員によるリピート予約を促進するとともに多くの飲食店が求める宴会需要を喚起すべく、楽天会員向けロイヤリティプログラム「幹事ランク制度」を2024年11月にスタートいたしました。具体的には、過去3か月間のネット予約による累計来店人数に応じてランクを判定し、判定後に対象となるコース料理をネット予約し来店した際、ランクに応じて最大でコース金額の7%分の「楽天ポイント」が進呈される仕組みです。こうした新たな施策も作用し、楽天ID連携会員数は2025年3月末時点で1,007万人（2024年3月末は874万人）へと拡大いたしました。

次に、飲食店が取り組むWeb集客活動を一括支援することで、飲食店の業務負荷を軽減すると同時に売上拡大を実現する「マーケティングエージェント」領域においては、前期より順調に利用店が拡大している Google ビジネスプロフィールの運用支援サービスについて、さらなる獲得強化に向けたサービス品質及び運用効率の向上を軸とする商品リニューアルを実施するとともに、新たな支援プランを開始いたしました。その他、飲食店のインバウンド需要の取り込み支援として提供する海外メディア等への広告配信サポート商品において、これまで英語、中国語（繁体字）を対象言語としたバナー広告のみでの運用であったところ、訪日外国人観光客数の多い韓国を対象言語に追加すると同時に、海外のインターネッ

トユーザーが日常的に利用するSNSでの配信や Google でのリスティング広告を追加する等、エージェント活動領域の拡充に取り組みました。

加えて、当期より、飲食店・消費者双方のニーズに即した有用な新商品を的確に企画、開発、提供するスピーディーな「創って、作って、売る。」を可能とする体制へ移行し、「商品造成力の向上」を図っております。これにより、上述の2つの取り組みの推進力や実効性を高めてまいります。

この他、飲食店での注文・決済を来店客自身のスマートフォンで行うことが出来るモバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」において、大手チェーン領域におけるさらなる提案強化を目的に、業態を問わず多くの外食企業が導入するクオリカ株式会社のPOSシステムとの連携を開始し、2025年3月末時点での契約企業数は129社（2024年3月末時点では97社）となりました。店舗ベースでは、契約企業が保有するグループ店への導入店拡大を順次進めているほか、飲食店同様に注文・決済の業務効率化への寄与が見込めるホテルのルームサービスや社員食堂といった新たな領域への提案・導入が進みつつあります。なお、当社の強みである人的サポート体制による運用・活用支援に取り組むことで、システム導入済み店舗の97%（2025年3月実績）で「ぐるなびFineOrder」はアクティブに利用されております。

さらに、新たな取り組みとして、生成AI技術の積極活用による当社サービスの価値向上及び社内業務の生産性向上双方の実現を目指した「ぐるなびNextプロジェクト」を8月に本格始動し、あらゆる外食ニーズにパーソナライズした店舗提案をコンセプトとする次世代食体験アプリ「UMAME!（うまみー!）」のテスト運用を2025年1月より開始いたしました。「ぐるなびNextプロジェクト」では、本アプリの改善・改良を通じて蓄積する開発技術やデータの、消費者向けサービスの強化に留まらない飲食店をはじめとする食関連事業者向け経営支援サービスへの応用・発展を構想しております。加えて、大型ディスプレイを設置した飲食店を体験型メディアとして活用することで、企業や自治体等の魅力を発信する新サービス「ミセメディア」をエプソン販売株式会社と共同で構築し、第1弾として石川県のプロモーションを2025年1月15日から2月16日に開催いたしました。

以上の活動の結果、当期の売上高は13,458百万円（前期比3.7%増）となりました。事業区分別の売上高は下表のとおりです。

(単位：千円)

	第35期	第36期 (当連結会計年度)	対前期 増減率
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売上高	12,982,592	13,458,275	+3.7%
飲食店販促サービス	9,570,741	10,477,376	+9.5%
ストック型サービス	8,416,683	9,142,293	+8.6%
スポット型サービス	1,154,058	1,335,082	+15.7%
プロモーション	1,611,620	1,168,481	△27.5%
関連事業	1,800,230	1,812,416	+0.7%

当社売上の中核である飲食店販促サービスは、ストック型サービスの着実な積み上げに加えて、短期間での販促商品等の利用及びネット予約手数料売上双方の拡大によりスポット型サービスが増加したことから、前期を9.5%上回りました。

他方、プロモーションが前期を下回りましたが、当期計画どおりの着地であります。

関連事業については、2024年4月にグランドオープンした厨房機器販売店「テンポスぐるなび」の売上を計上した一方、店舗開発事業において、次期以降の採算改善を目的に新規案件の受注を一部見送ったこと等から、前期と同水準となりました。

費用については、2023年3月末に実施した減損処理により前期において低減されていた減価償却費が増加したほか、貸倒引当金が前期に発生した戻入りの影響解消により増加しましたが、前述のプロモーション売上の減少に伴いこれに係る費用が減少したこと、全社的なコストコントロールを徹底したこと等から、前期を下回りました。

以上の結果、営業利益は262百万円（前期は339百万円の損失）、経常利益は261百万円（前期は277百万円の損失）となりました。なお、特別利益に投資有価証券売却益157百万円を計上した一方で、特別損失に店舗開発事業における一部施設の撤退費用50百万円及び一部施設に係る固定資産の減損処理に伴う減損損失65百万円、ぐるなび上海社の構造改革に係る費用42百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は211百万円（前期は363百万円の損失）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当社グループは、資金調達の機動性と安定性を高めるため、総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また当連結会計年度におきまして、短期借入金12億円の調達を行い、A種優先株式の償還に充当しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、総額1,174百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当連結会計年度)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高(千円)	12,852,305	12,296,066	12,982,592	13,458,275
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△4,692,490	△1,664,010	△277,896	261,360
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△5,768,576	△2,286,336	△363,152	211,017
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△114.46	△44.25	△8.98	2.00
総資産(千円)	12,107,815	13,001,006	11,411,162	11,128,907
純資産(千円)	8,851,859	6,898,687	6,137,557	4,978,010
1株当たり純資産額(円)	127.66	89.08	85.17	87.34

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当事業年度)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売 上 高 (千円)	12,766,962	12,017,572	12,758,012	13,233,884
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△4,625,498	△1,370,448	△171,868	365,685
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△5,668,465	△2,189,268	△287,613	291,883
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△112.49	△42.49	△7.63	3.43
総 資 産 (千円)	11,816,355	12,782,265	11,217,166	10,983,448
純 資 産 (千円)	8,569,522	6,688,821	5,989,047	4,892,152
1株当たり純資産額 (円)	122.53	85.32	82.54	86.40

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開する外食市場の状況について、当社主要顧客であるパブレストラン・居酒屋、ディナーレストランの売上高は、客数の増加が牽引する良好な拡大を続けており、消費者側において、昨今の物価高に起因する飲食店の値上げに対する一定の理解が進んでいると考えられます。併せて、訪日外国人観光客数の拡大が加わることで、今後一層の外食需要の活性化が期待されます。また、外食を楽しむ際の飲食店検索・予約手段については、Google やSNSの活用等従来の飲食店専門サイトの利用に留まらない多様化の進展が見込まれます。

他方、飲食店側においては、慢性的な人手不足や人件費の上昇、原材料価格の高騰等が経営の重荷となっており、飲食店が限られたリソースのもと、拡大基調にある外食需要を取り込み、収益を確保・拡大するには、これまで以上に、集客活動及び店舗運営の効率化に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、外食産業の発展については当社企業価値の拡大を実現するにあたり対処すべき課題は、飲食店が「外食ならではの」体験価値を消費者に提供し続けられる環境の整備に貢献し、売上拡大・店舗運営効率化の双方に寄与するための既存サービスの変革と新たなサービスの確立であると認識しております。

そこで当社は、飲食店情報サイト「楽天ぐるなび」を通じた飲食店への送客力を高める「サイト変革」、当社サイトに限らず多様な販促・集客手法を飲食店が効果的に活用出来るよ

う支援する「マーケティングエージェントの確立」、モバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」を中心とした「飲食店運営のDX支援強化」を重点施策とする中期事業方針（2024年3月期から2026年3月期）のもと、現在直面している事業環境変化への対応を進めております。さらには、食にまつわる様々な社会課題の解決に向けた将来的な業容拡張に備え、地域経済の活力向上に資するサービス展開に加え、アグリ領域での受託事業や卸事業者との連携による仕入領域でのサービス試行等にも着手しております。

以上の活動等を通じて、中期事業方針に掲げる2025年3月期での黒字転換を果たし、当社業績は再成長への大きな転換点を迎えたところ、「食でつなぐ。人を満たす。」とのパーパス（存在意義）のもと、豊かな食の未来の実現に向けた積極的な事業展開を継続すると同時に、中長期にわたる株主還元の充実を図るには、利益創出力を一段と高めることが重要との考えであります。

そこで、次期におきましては、2025年3月期に整えた仕組みの本格展開により、当社の安定収益源である飲食店支援事業の成長力を一層引き上げるべく、以下の取り組みに注力いたします。

①「楽天ぐるなび」の強化

当社は、Webサービスの潮流に左右されない飲食店への送客力の向上を目的に、楽天グループ株式会社（以下、「楽天」といいます。）が構築する日本最大級の経済圏である楽天エコシステムにおける「楽天ぐるなび」のプレゼンス向上に取り組んでおります。その一環として、繰り返し利用するほど、大人数で集まるほど、よりお得に外食を楽しむことが出来る楽天会員向けロイヤリティプログラム「幹事ランク制度」を2024年11月に構築いたしました。足元において、年間のネット予約回数が多いユーザーほど大人数で外食する傾向を確認出来ており、本制度はユーザー動向と親和性の高い、大きなシナジーが期待される仕組みであると考えております。

また、「楽天ぐるなび」の予約コンバージョンレート（ユーザーが最終的にネット予約に至った割合）は、コロナ禍前を大きく上回り高まっており、サイトコンディションは良好な状態であることを踏まえ、当社サイトへのユーザー流入数を拡大すると同時に、「幹事ランク制度」によるリピート予約促進及び大人数での外食喚起を図ることで、持続的なネット予約数の拡大につなげてまいります。

具体的には、楽天ID連携会員の楽天サービス利用状況等を検証しつつ、外食との親和性の高いサービスを選定の上、楽天との協業を強化してまいります。さらに、接待、会食からファミリー利用まで幅広いニーズを捉えるべく、楽天との協業に留まらず優良な会員基盤を持

つ外部メディア・サービスとの連携についても、検討・実施してまいります。

「幹事ランク制度」の本格稼働を軸とした「楽天ぐるなび」の強化を通じ、エンゲージメントの高いユーザーを拡大するだけでなく、「幹事に選ばれる・大人数の獲得に強いサイト」という個性を改めて明確化し、加盟飲食店数の拡大、ひいては宴会文化の振興につなげてまいります。

②「マーケティングエージェント」の本格化

飲食店の販促・集客手法が多様化、複雑化する中において、飲食店が取り組むWeb集客活動を一括支援するエージェント機能の確立に取り組んでおります。当該領域におけるサービスの一つである Google ビジネスプロフィール運用支援サービスの利用店舗数は、飲食店のニーズを捉え順調に拡大していることから、マーケティングエージェントは当社が創業以来培った「人的サポート体制」を大いに活かすことが出来る成長可能性の高い事業であるとの認識を深めております。

今後につきましては、担当営業と代行プランナーによるきめ細やかなサポート、「楽天ぐるなび」の運営で培った情報発信ノウハウ等を強みに、マーケティング人材が十分でない中小規模飲食店を主な支援対象に展開してまいります。推進にあたっては、SNS運用対策やインバウンド対策等取り扱いサービスの拡充、AI活用等によるエージェント活動のリーニ化・高度化に取り組むほか、「マーケティングエージェント」をフックとした新規加盟の拡大に向けて、効果的・効率的な提案手法についても試行してまいります。

慢性的な人手不足が飲食店経営の重荷となる中、「マーケティングエージェント」の拡大を通じて、飲食店の売上拡大に寄与するだけでなく、複数にわたるサービスの運用に伴い増大する飲食店の業務負担を軽減し、調理や接客といった「外食ならではの」体験価値づくりに集中出来るよう支援する等、外食産業の労働環境の改善にも貢献してまいります。

③「商品造成功」の向上

飲食店・消費者双方のニーズに即した有用な新商品を的確に企画、開発、提供するには、「創って、作って、売る。」サイクルをこれまで以上に迅速に回すことが重要なことから、2024年4月に再編した新体制のもと、商品戦略・販売戦略の融合やプロダクト開発業務の効率化等による「商品造成功」の向上に努めております。

営業スタッフをはじめとする「人的サポート体制」が、飲食店経営者との直接対話を通じて逸早く察知・収集する飲食店の課題や消費者ニーズの変化等に関する情報は、当社独自の

資産であると捉えております。これを「商品造成本」の源泉とし、営業・企画・開発が一体となって素早く試し、商品化することで、上記①②の取り組みの推進力及び実効性を高め、飲食店支援事業の成長力引き上げを後押ししてまいります。

なお、中期事業方針における重点施策の一つである「ぐるなびFineOrder」については、これまでの投資により改良を重ねた機能をベースに、既存契約企業（2025年3月末時点129社）が保有するグループ店への横展開に加え、ホテルや社員食堂等の新たな領域への提案を推し進めることで、中長期的な飲食店DX支援強化の土台となる顧客基盤を構築してまいります。

当社は上述の取り組みを通じ、「楽天ぐるなび」を介し消費者と飲食店をつなぐ力（送客力）をベースに、豊富な商品群の中から、営業スタッフがサポート力を発揮し個々のお店の課題に合わせ適切に提供することで、当社収益を増幅させる独自のビジネスモデルを磨き上げてまいります。加えて、「楽天ぐるなび」の運営に留まらない飲食店向けサービスポートフォリオを構築することで、中核事業である飲食店支援事業をより強固な収益源へと進化させ、将来に向けた積極的な事業展開の継続と中長期にわたる株主還元の充実につなげてまいります。その実現にあたっては、楽天をはじめとするパートナー企業との連携をより一層強化・推進すると同時に、当社独自の「外食に関する情報資産」の徹底活用に取り組んでまいります。

（ご参考）次期の見通し

次期の業績見通しにつきましては、売上高は飲食店販促サービスの成長を主因に前期比10.7%増の14,900百万円と見込んでおります。費用面においては、上述の飲食店支援事業の強化に向けた営業人員、企画・運用体制の増強に係る採用費及び人員関連費用の増加、「楽天ぐるなび」の強化に伴う広告宣伝費やポイント費用等の増加を見込んでおります。加えて、2023年3月末に実施した減損処理により低減されていた減価償却費が上述の固定資産の積み上がりに伴い増加フェーズにあります。引き続き業務効率化やコストコントロールを徹底してまいります。

以上を踏まえ、利益については営業利益300百万円、経常利益210百万円、親会社株主に帰属する当期純利益234百万円と算定いたしました。

減価償却費をはじめ増加不可避な費用がある中、体制強化をはじめとする成長投資により、次期は微増益の計画となりますが、飲食店支援事業の成長力を引き上げ、中長期にわたる利益成長を実現してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

(6) **重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	20百万円	100%	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供
株式会社Gダイニング	10百万円	100%	飲食店の経営、企画、運営及び管理等
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司 （ぐるなび上海社）	650百万円	80%	中国の日本ファン、日本食ファンに対する日本のグルメ文化の配信、現地のネットワークを利用した日本食の輸出促進

（注）株式会社ぐるなび総研は、2024年3月1日をもって解散し、2024年6月25日に清算終了しております。ぐるなび上海社の出資持分のうち20%を2025年1月30日をもって上海才帛滿商务咨询合伙企业に譲渡しております。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	187,400,000株
② 発行済株式の総数 普通株式	56,903,800株
③ 株主数 普通株式	17,618名
④ 上位10名の大株主	

株主名	持株数	持株比率
楽天グループ株式会社	9,274,600株	16.44%
滝久雄	7,097,800株	12.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,086,600株	9.02%
株式会社 SHIFT	2,257,300株	4.00%
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800株	3.30%
杉原章郎	1,310,995株	2.32%
小田急電鉄株式会社	1,128,500株	2.00%
東京地下鉄株式会社	973,600株	1.73%
滝裕子	847,000株	1.50%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	830,400株	1.47%

- (注) 1. 第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと発行可能株式総数は184,000,000株となります。
2. 持株比率は自己株式 (501,462株) を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

当社は2025年2月7日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づき全てのA種優先株式の取得及び消却を決議し、2025年2月25日付ですべての優先株式を自己株式として取得し、対価として優先株式1株につき540.808円を支払うとともに、当社が取得した優先株式の全てについて、同日で会社法第178条に基づき消却しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

		株式会社ぐるなび 平成23年12月発行 新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日		2011年11月18日	
新株予約権の総数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	8,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり 310円50銭) (注1)	62,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 1円)	200円
新株予約権の行使期間		2011年12月10日から 2041年12月9日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注2)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	8,000株
		保有者数	1人

(注1) 2014年4月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整している。

- (注2) 1. 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができる。
2. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
4. その他新株予約権の行使の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	社 外 取締役	独 立 役 員	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長			滝 久 雄	(株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役
代表取締役社長			杉 原 章 郎	テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役
取 締 役	○	○	藤 原 裕 久	東急(株)取締役専務執行役員
取 締 役	○		武 田 和 徳	楽天グループ(株)取締役副社長執行役員コマース &マーケティングカンパニー プレジデント 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長 (株)西友ホールディングス取締役
取 締 役	○		小 野 由 衣	楽天グループ(株)上級執行役員 コマースカンパニー ECコンサルティング部ジェネラルマネージャー
取締役監査等委員 (常 勤)			鈴 木 清 司	
取締役監査等委員	○	○	南 木 武 輝	南木・北沢法律事務所代表 (株)エヌケービー社外監査役
取締役監査等委員	○	○	佐 藤 英 彦	
取締役監査等委員	○	○	石 田 義 雄	

- (注) 1. 取締役武田和徳氏は2025年3月28日付で辞任しており、当事業年度における重要な兼職の状況を記載しております。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木清司氏を常勤監査等委員に選定しております。
3. 常勤監査等委員鈴木清司氏及び監査等委員石田義雄氏は、当社又は他社において長年にわたり常勤監査役を務めた経験があり、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して株主代表訴訟を含む損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の対象外にしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等（以下単に「報酬」といいます。）は、企業理念を実践し、かつ企業価値向上を実現できる人材の獲得に資するものであることを前提に、経済環境や市場水準をふまえ各取締役に求められる役割・責任に応じた貢献に報いることを基本方針として決定するものとします。

また、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬は、「固定基本報酬」、業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び株式報酬である「中長期インセンティブ」（以下短期インセンティブと中長期インセンティブを合わせて「変動報酬」といいます。）で構成されており、詳細は以下の通りです。

I. 「固定基本報酬」は、各取締役に対し、その職責等をふまえて固定額を定め、金銭にて毎月支給するものとします。

II. 「短期インセンティブ」は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、年次賞与として、年1回金銭で支給するものとします。金額の決定にあたっては、各事業年度における会社の業績への貢献度の測定に最も適していることから、決算短信において公表している連結純利益の予想値を基本的な指標とし、その他取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案するものとします。なお、各事業年度の会社の業績により、支給しないこともあります。また、当事業年度を含む連結純利益の推移は、1. (3) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

III. 「中長期インセンティブ」は、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした内容の譲渡制限付株式報酬制度を採

用しております。なお、付与する額・数は、各対象取締役の職責等をふまえたものとし、かつ各事業年度の会社の各種業績指標やその他の定性的な要素を総合的に勘案して決定するものとして、在任中に年1回付与するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して変動報酬を支給する場合には、原則として固定基本報酬の3分の2を上回らない水準で支給するものとします。

業務執行取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額固定基本報酬での支給を基本としますが、必要に応じて中長期インセンティブの支給を検討し決定するものとします。監査等委員である取締役に対しては、固定基本報酬のみを支給します。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の内容の決定についての全部を取締役会から一任された代表取締役社長が、ガバナンス委員会の審議を経た上で、株主総会で決議された総額の範囲内で決定するものとします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、上記の決定方針は、2023年6月21日開催の取締役会で決定したものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会の審議を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額5千万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額2億7千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、経営の機動性を確保する理由から、取締役会の委任決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の固定報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動報酬の額を決定することをその権限の内容として、代表取締役社長杉原章郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	株式報酬 (中長期インセンティブ)	
取締役（監査等委員を除く）	112,710	110,700	－	2,010	4
（うち社外取締役）	(7,500)	(7,500)	(－)	(－)	(2)
取締役（監査等委員）	33,000	33,000	－	－	4
（うち社外取締役）	(18,000)	(18,000)	(－)	(－)	(3)
計	145,710	143,700	－	2,010	8
（うち社外取締役）	(25,500)	(25,500)	(－)	(－)	(5)

（注） １．業績連動報酬（短期インセンティブ）の算定方法、算定に用いる業績指標等は、上記①Ⅱのとおりです。

２．株式報酬（中長期インセンティブ）は、非金銭報酬であり、その費用計上額を記載しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,644,503	流 動 負 債	3,647,504
現 金 及 び 預 金	5,042,128	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	129,950
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,452,445	短 期 借 入 金	1,200,000
未 収 入 金	797,070	未 払 金	1,450,679
そ の 他	421,462	未 払 法 人 税 等	5,275
貸 倒 引 当 金	△68,604	預 り 金	72,229
固 定 資 産	2,484,404	賞 与 引 当 金	443,317
有 形 固 定 資 産	491,757	ポ イ ン ト 引 当 金	7,607
建 物 及 び 構 築 物	328,246	事 業 構 造 改 善 引 当 金	47,190
そ の 他	163,511	契 約 負 債	167,258
無 形 固 定 資 産	983,150	資 産 除 去 債 務	15,634
ソ フ ト ウ エ ア	582,515	そ の 他	108,360
そ の 他	400,634	固 定 負 債	2,503,392
投 資 そ の 他 の 資 産	1,009,496	長 期 借 入 金	2,200,000
投 資 有 価 証 券	367,422	資 産 除 去 債 務	221,598
敷 金 及 び 保 証 金	427,820	繰 延 税 金 負 債	47,251
そ の 他	214,254	そ の 他	34,542
		負 債 合 計	6,150,897
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	4,771,280
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	5,529,704
		利 益 剰 余 金	230,160
		自 己 株 式	△1,088,584
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	155,384
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	89,352
		為 替 換 算 調 整 勘 定	66,031
		新 株 予 約 権	18,770
		非 支 配 株 主 持 分	32,575
		純 資 産 合 計	4,978,010
資 産 合 計	11,128,907	負 債 純 資 産 合 計	11,128,907

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(2024 年 4 月 1 日から)
(2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売上高							13,458,275
売上原価							5,140,604
売上総利益							8,317,670
販売費及び一般管理費							8,055,196
営業利益							262,473
営業外収益							
違約金収入					23,679		
助成金収入					9,274		
補助金収入					1,497		
その他					32,245		66,697
営業外費用							
支払利息					29,695		
株式報酬費用					26,206		
コミットメントファイ					8,021		
その他					3,886		67,810
経常利益							261,360
特別利益							
投資有価証券売却益					157,399		
その他					6,494		163,893
特別損失							
事業構造改善費用					93,738		
減損損失					65,889		
投資有価証券評価損					38,912		198,540
税金等調整前当期純利益							226,714
法人税、住民税及び事業税					15,696		
法人税等調整額					—		15,696
当期純利益							211,017
親会社株主に帰属する当期純利益							211,017

(記載金額は十円未満を切り捨てて表示しております)

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,380,329	流 動 負 債	3,587,903
現 金 及 び 預 金	4,801,646	買 掛 金	123,263
売 掛 金	2,447,056	短 期 借 入 金	1,200,000
商 品	42,765	未 払 金	1,408,719
仕 掛 品	3,521	未 払 法 人 税 等	3,479
貯 蔵 品	1,676	契 約 負 債	166,907
前 払 費 用	358,952	預 り 金	71,919
未 収 入 金	786,531	資 産 除 去 債 務	15,634
そ の 他 金	6,783	賞 与 引 当 金	436,875
貸 倒 引 当 金	△68,604	ポ イ ン ト 引 当 金	7,607
固 定 資 産	2,603,119	事 業 構 造 改 善 引 当 金	47,190
有 形 固 定 資 産	490,886	未 払 消 費 税 等	86,611
建 物	328,024	そ の 他	19,695
工 具、器 具 及 び 備 品	156,651	固 定 負 債	2,503,392
そ の 他	6,211	長 期 借 入 金	2,200,000
無 形 固 定 資 産	983,150	資 産 除 去 債 務	221,598
ソ フ ト ウ エ ア	582,515	繰 延 税 金 負 債	47,251
そ の 他	400,634	そ の 他	34,542
投 資 そ の 他 の 資 産	1,129,081	負 債 合 計	6,091,295
投 資 有 価 証 券	367,422	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	20,000	株 主 資 本	4,784,030
関 係 会 社 出 資 金	109,400	資 本 金	100,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	192,230	資 本 剰 余 金	5,548,598
長 期 前 払 費 用	149,112	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,548,598
敷 金 及 び 保 証 金	419,925	利 益 剰 余 金	224,016
そ の 他	10	利 益 準 備 金	25,000
貸 倒 引 当 金	△129,019	そ の 他 利 益 剰 余 金	199,016
		繰 越 利 益 剰 余 金	199,016
		自 己 株 式	△1,088,584
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	89,352
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	89,352
		新 株 予 約 権	18,770
資 産 合 計	10,983,448	純 資 産 合 計	4,892,152
		負 債 純 資 産 合 計	10,983,448

(記載金額は十円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,233,884
売上原価		5,025,237
売上総利益		8,208,647
販売費及び一般管理費		7,836,588
営業利益		372,059
営業外収益		
違約金収入	23,679	
補助金収入	1,497	
その他	33,670	58,848
営業外費用		
支払利息	29,223	
株式報酬費用	26,206	
コミットメントファイ	8,021	
その他	1,769	65,221
経常利益		365,685
特別利益		
投資有価証券売却益	157,399	
その他	11,984	169,384
特別損失		
減損損失	65,889	
事業構造改善費用	50,741	
貸倒引当金繰入額	46,438	
投資有価証券評価損	38,912	
投資有価証券売却損	27,350	229,331
税引前当期純利益		305,738
法人税、住民税及び事業税	13,855	
法人税等調整額	—	13,855
当期純利益		291,883

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

主要な営業所等
使用人の状況
主要な借入先及び借入額の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
社外役員に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
剰余金の配当等の決定に関する方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2024年4月1日 から 2025年3月31日 まで)

主要な営業所等
（2025年3月31日現在）

- ① 当 社
 本 社 東京都千代田区
 名古屋営業所 愛知県名古屋市中村区
 大阪営業所 大阪府大阪市北区
 福岡営業所 福岡県福岡市博多区
- ② 主要な子会社
 株式会社ぐるなびサポートアソシエ 東京都千代田区
 株式会社Gダイニング 東京都千代田区
 咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社） 中華人民共和国

使用人の状況
（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
749名	△16名	40.5歳	9.7年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 81名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
721名	△14名	40.5歳	10.0年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 53名）は含んでおりません。

主要な借入先及び借入額の状況
（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	2,200,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	700,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	500,000千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2024年3月1日の取締役会において、連結子会社である株式会社ぐるなび総研の解散を決議し、2024年6月25日に清算終了しております。

社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況は、事業報告 4. (1)取締役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区 分	氏 名	兼職先と当社との関係
取締役	藤 原 裕 久	東急(株)との間で、当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配に係る取引があります。
取締役	武 田 和 徳	楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の楽天ポイントの付与及びマーケティング委託費 ・プロモーションに関する委託・受託 ・アフィリエイト収益の受け取り ・楽天トラベル施設掲載・アフィリエイト連携の開発費等 ・出向者給与等
取締役	小 野 由 衣	楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の楽天ポイントの付与及びマーケティング委託費 ・プロモーションに関する委託・受託 ・アフィリエイト収益の受け取り ・楽天トラベル施設掲載・アフィリエイト連携の開発費 ・出向者給与等

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。
- ・取締役取締役武田和徳氏は2025年3月28日付で辞任しており、当事業年度における重要な兼職の状況を記載しております。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況は、事業報告 4. (1)取締役の氏名等に記載のとおりです。
- ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区 分	氏 名	兼職先と当社との関係
取 締 役 (監 査 等 委 員)	南 木 武 輝	(株)エヌケービーとの間で、主として以下のような取引があります。 ・ イベント・プロモーションの企画・運営委託・受託 ・ 当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配 ・ 出向者給与等 ・ 制作物作成委託、掲載料等

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況及び取締役会等における発言状況
- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	出席状況 (出席率)	発 言 状 況
氏名	取締役会 監査等委員会	職 務 の 概 要
取 締 役 藤 原 裕 久	12/12回 (100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	—	経営管理や事業開発に関する豊富な経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、特に事業計画等に対して、それらの経験・知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取 締 役 武 田 和 徳	11/12回 (92%)	長年にわたり培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	—	事業開発や消費者ビジネスに関する豊富な経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく有用な助言、提言を行っております。
取 締 役 小 野 由 衣	11/12回 (92%)	EC事業分野における豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言を行っております。
	—	食関連ビジネスを始めとするEC事業分野における高い見識を当社の経営に活かすことが期待されておりますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく有用な助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員) 南 木 武 輝	12/12回 (100%)	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を活かし、公平な助言、提言を行っております。
	12/12回 (100%)	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、特にコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの観点に対して、それらの知識・経験に基づく公平な助言、提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員) 佐 藤 英 彦	12/12回 (100%)	豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	10/12回 (83%)	警察庁における豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、特にリスク管理の観点に対して、それらの経験・知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員) 石 田 義 雄	12/12回 (100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	12/12回 (100%)	東日本旅客鉄道㈱における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく、公平な助言、提言を行っております。

(注) 武田和徳氏は2025年3月28日付で辞任しております。

会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	40,000千円
② 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	－千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、78百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員（以下「取締役等」という。）・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）のコンプライアンスに関する基本方針を以下のとおり制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、使用人に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

私たちぐるなびは、「食でつなぐ。人を満たす。」というPURPOSEのもと、食の可能性を信じ、世界中のヒト・モノ・コトをつなげ、人が満たされる場を創出する企業として存在しています。

その存在価値を最大化するためには、役員や社員一人ひとりが、法令や社会規範の順守は当然として、当社グループを取り巻くすべてのみなさまからの信頼に応え、企業市民として期待される社会的責任を果たすことが不可欠です。

そこで、当社は、「株式会社ぐるなび コンプライアンス指針」として次頁の項目を定め、実践していくことをお約束します。

1. お客様の視点に立ち、お客様が満足するサービスを提供し、信頼の向上に努めます。
お客様の声を誠実に受け止め、サービスの向上に活かします。お客様に正しい情報を提供することに努めるとともに、他人の知的所有権を侵害しません。
2. 社員の人権と人格を尊重し、働きやすい職場づくりに努めます。
理念体系に定める3つの「社員との約束」を守るとともに、多様性を尊重します。差別やハラスメントには厳正に対処し、安心して働ける会社を目指します。
3. 取引先とは常に対等な関係を保ち、公正な取引を実践します。
取引先とは公正・公平な関係を維持し、お互いが発展するために努力します。健全な競争を行い、食に関わる全ての業界が一層発展することを目指します。
いかなる反社会的勢力とも関係を持ちません。
4. 情報を、適切に管理および利活用します。
高度な情報セキュリティ環境を構築し、不正な手段により情報を得ようとする者から当社の情報を守ります。

情報を適切な手続きを経て入手するとともに、安全かつ世の中に貢献できるサービスを提供するために利活用します。

5. 透明性の高い企業運営に努めます。

事業を推進するために、適正な手続きを遵守します。会計に関する法令を順守した、適切な財務報告を実践します。

投資家の皆様に対し、適時・適切な情報を開示し、インサイダー取引の防止に努めます。

国、行政機関等から一定の目的をもって提供された資金（補助金、助成金、競争的研究費等）を適切に管理し、不正防止に努めます。

(2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 当社は、当社グループ各社の役員、使用人がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。

当社は、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、当社グループ各社の使用人が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。

報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、常勤監査等委員に報告するとともに、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「いかなる反社会的勢力とも関係を断ち、かつ、不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。

(6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社グループの役員、使用人に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。

(7) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、「経営情報管理規程」を制定する。
- (2) 次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに、「経営情報管理規程」に基づき適切に保存・管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・計算書類の附属明細書
 - ・稟議書
 - ・その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を制定する。

同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の「危機管理基本規程」及び「大規模災害時対応要領」を定め、当社グループ各社の役員、使用人に周知する。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ①「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等意思決定ルール の策定
- ②代表取締役社長・執行役員を構成員とする経営執行会議の設置
- ③当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の

伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有する。

(3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(4) 当社子会社の取締役等は、当社の「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会と協議して、主として監査部の使用人から監査職務補助者を選任し、必要な人員を配置する。監査職務補助者は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助する。

(2) 当社の取締役は、当該監査職務補助者が監査等委員会の指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。

(3) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることを要する。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいはその指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

- 1) 経営執行会議で審議された重要な事項
- 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 3) 内部監査に関する重要な事項
- 4) 重大な法令・定款違反に関する事項
- 5) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 当社グループ各社の役員・使用人は、上記(1)の2)、4)及び5)に関する重要な事実を発見した場合又は他の役員若しくは使用人から報告を受けた場合には、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査等委員会に直接報

告できるものとする。

(3) 上記(2)に基づき報告を行った使用人が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該使用人に対しては、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を、監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 常勤監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査部の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査等委員会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。

(2) 常勤監査等委員は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。内部監査については、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催（当事業年度中は12回）し、取締役の職務執行の監督及び法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、独立役員である複数の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

なお、子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社からの事前の承認及び報告の体制を整えており、財務状況等についても当社の取締役会で報告しております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス指針」を定めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の徹底を図るた

め、基本方針に則り、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施いたしました。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を3回開催し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理上の重要な問題を審議いたしました。

さらに、当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合にすみやかに報告を受け、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内及び外部機関に設置しております。

内部監査につきましては、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

③ 監査等委員である取締役の職務執行について

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査等委員会は12回開催され、当社グループの監査に関する重要な事項について委員相互による意見交換をしております。また、常勤監査等委員は、取締役会、経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席すること、定期的に代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、企業価値の最大化を念頭に健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は基本的に中間配当と期末配当の年2回実施することとしており、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこと、また毎年9月30日又は3月31日を基準日とし配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の普通株式に係る配当については、上述の当期連結業績を踏まえ、現時点において当事業業の中長期にわたる再成長のための事業展開に備えた内部留保の確保が最も重要な課題であること等から、誠に遺憾ながら無配といたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	6,846,537	19,143	△1,088,584	5,877,096
当 期 変 動 額					
自己株式の取得				△1,297,939	△1,297,939
自己株式の消却		△1,297,939		1,297,939	－
連結子会社出資金の譲渡による持分の増減		△18,894			△18,894
親会社株主に帰属する当期純利益			211,017		211,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,316,833	211,017	－	△1,105,816
当 期 末 残 高	100,000	5,529,704	230,160	△1,088,584	4,771,280

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	180,191	61,499	241,690	18,770	－	6,137,557
当 期 変 動 額						
自己株式の取得						△1,297,939
自己株式の消却						－
連結子会社出資金の譲渡による持分の増減						△18,894
親会社株主に帰属する当期純利益						211,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△90,838	4,532	△86,306	－	32,575	△53,730
当期変動額合計	△90,838	4,532	△86,306	－	32,575	△1,159,546
当 期 末 残 高	89,352	66,031	155,384	18,770	32,575	4,978,010

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称 株式会社ぐるなびサポートアソシエ

株式会社Gダイニング

咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社ぐるなび総研は、当連結会計年度において清算終了したため、連結子会社から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

前連結会計年度において主要な非連結子会社であった上海万食通互聯网技術有限公司は、当該連結会計年度において清算終了したため、非連結子会社から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

（非連結子会社） 該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社であった上海万食通互聯网技術有限公司は、当連結会計年度において清算終了したため、持分法を適用しない非連結子会社から除外しております。

（関連会社） 株式会社日本食材情報

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

ホ. 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

プロモーションサービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

関連事業の収益のうちストック型サービスに該当するものについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しており、その他については、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」（前連結会計年度3,153千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして連結計算書類に計上していませんが、会計上の見積りによるものであり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,406,304千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額 (千円)
茨城県日立市	店舗用設備等	建物及び構築物	42,845
		その他	9,757
愛知県名古屋市	店舗用設備等	建物及び構築物	12,088
		その他	1,197

当社グループは、事業用資産については、事業区分をもとにグルーピングを行っており、更に店舗開発事業については所在地別に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、店舗開発事業の一部の資産グループについて、来店客数や顧客単価に影響を受ける収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(事業構造改善費用)

当社グループでは、構造改善の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改善に伴う費用及び損失を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

店舗開発事業における一部施設の撤退費用	50,741千円
ぐるなび上海社の事業再編等に伴い発生した費用	42,997千円
計	93,738千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,903,800株	－株	－株	56,903,800株
A種優先株式	2,400,000株	－株	2,400,000株	－株
合計	59,303,800株	－株	2,400,000株	56,903,800株
自己株式				
普通株式	421,962株	79,500株	－株	501,462株
合計	421,962株	79,500株	－株	501,462株

(注) 発行済株式のA種優先株式の減少2,400,000株は、全部償還によるものであります。

自己株式の普通株式の増加79,500株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を退職のため無償取得したことによるものであります。

(2) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	2011年12月 発行新株予約権 (株式報酬型)	普通株式	16,000	－	－	16,000	4,968
	2020年9月 発行新株予約権	普通株式	20,100	－	－	20,100	13,802
合計			36,100	－	－	36,100	18,770

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2011年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2020年9月発行 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,000株	20,100株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 131,418千円）は「その他有価証券」に含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
1. 投資有価証券			
その他有価証券	236,004	236,004	—
2. 敷金及び保証金	427,820	410,127	17,692
3. 長期借入金	(2,200,000)	(2,179,042)	(20,957)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

1. 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

2. 敷金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

(3) 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	2,452,445	—	—	—
未収入金	797,070	—	—	—
敷金及び保証金	8,552	333,928	85,338	—
資産計	3,258,068	333,928	85,338	—
支払手形及び買掛金	129,950	—	—	—
短期借入金	1,200,000	—	—	—
未払法人税等	5,275	—	—	—
未払金	1,450,679	—	—	—
長期借入金	—	2,200,000	—	—
負債計	2,785,906	2,200,000	—	—

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	金 額
飲食店販促サービス（ストック型サービス）	9,142,293
飲食店販促サービス（スポット型サービス）	1,335,082
プロモーション	1,168,481
関連事業	1,812,416
顧客との契約から生じる収益	13,458,275
外部顧客への売上高	13,458,275

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 87円34銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円00銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	6,846,537	6,846,537	25,000	△92,867	△67,867
当 期 変 動 額						
自己株式の取得						
自己株式の消却		△1,297,939	△1,297,939			
当 期 純 利 益					291,883	291,883
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,297,939	△1,297,939	－	291,883	291,883
当 期 末 残 高	100,000	5,548,598	5,548,598	25,000	199,016	224,016

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,088,584	5,790,086	180,191	180,191	18,770	5,989,047
当 期 変 動 額						
自己株式の取得	△1,297,939	△1,297,939				△1,297,939
自己株式の消却	1,297,939	－				－
当 期 純 利 益		291,883				291,883
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△90,838	△90,838	－	△90,838
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,006,056	△90,838	△90,838	－	△1,096,894
当 期 末 残 高	△1,088,584	4,784,030	89,352	89,352	18,770	4,892,152

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
----	--------

工具、器具備品	3年～20年
---------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

ぐるなび会員等に付与したポイント等の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

プロモーションサービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

関連事業の収益のうちストック型サービスに該当するものについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しており、その他については、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動負債」に表示していた「前受金」はより適切な表示とするため、当事業年度より「契約負債」に含めて表示する方法に変更しております。

なお、前事業年度の「前受金」は23,844千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,388,162千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 6,458千円

長期金銭債権 192,230千円

短期金銭債務 12,094千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 45,123千円

営業費用 122,137千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額 (千円)
茨城県日立市	店舗用設備等	建物	42,845
		工具、器具及び備品	9,757
愛知県名古屋市	店舗用設備等	建物	12,088
		工具、器具及び備品	1,197

当社は、事業用資産については、事業区分をもとにグルーピングを行っており、更に店舗開発事業については所在地別に資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、店舗開発事業の一部資産グループにおいて、来店客数や顧客単価に影響を受ける収益性の低下により、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(3) 事業構造改善費用

当社は、構造改善の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改善に伴う以下の費用及び損失を事業構造改善費用として計上しております。

店舗開発事業における一部施設の撤退費用 50,741千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	421,962株	79,500株	－株	501,462株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金	6,372,063
減価償却超過額	486,858
投資有価証券評価損	387,167
貸倒損失	28,719
貸倒引当金損金算入限度超過額	68,358
賞与引当金	151,115
株式報酬費用	28,636
契約負債	33,959
長期資産除去債務	27,347
短期資産除去債務	5,407
未払賞与社会保険料	24,333
その他	61,721
繰延税金資産小計	7,675,688
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,303,624
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,372,063
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	47,251
繰延税金負債合計	47,251
繰延税金資産の純額	△47,251

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：％)

法定実効税率	34.6
受取配当金益金不算入額	△0.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
住民税均等割	4.5
評価性引当額の増減額	△14.2
株式報酬費用(社外流出)	3.0
税務上の繰越欠損金の利用	△25.5
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.5

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼 任等	事業上の 関係				
主要株主	楽天グル ープ株式 会社	直接16.44 %	兼任あり	資本業務 提携関係	販売促進費 (注(1))	1,517,865	未払金	245,504
					被出向者給 与の支払 (注(2))	96,692		
					業務委託費 (注(1))	6,738		
					その他 (注(1))	552		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)市場価格等を勘案し当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

(2)出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 86円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円43銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ぐるなび 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 清 司 ㊞

監査等委員 南 木 武 輝 ㊞

監査等委員 佐 藤 英 彦 ㊞

監査等委員 石 田 義 雄 ㊞

(注) 監査等委員南木武輝、佐藤英彦及び石田義雄は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。